

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	国民健康保険に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

熊本市は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

国民健康保険に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関して契約に含めることで万全に期している。

評価実施機関名

熊本市長

公表日

令和6年2月15日

項目一覧

I 基本情報

II 特定個人情報ファイルの概要

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

III リスク対策

IV 開示請求、問合せ

V 評価実施手続

(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	国民健康保険に関する事務			
②事務の内容	<p>国民健康保険法(以下、「国保法」という。)に基づき、被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して、必要な保険給付を行い、社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的としたものである。(国保法第1条、第2条)</p> <p>市区町村は、被保険者から徴収した国民健康保険料(又は国民健康保険税)と国庫負担金等の収入によって、被保険者が疾病、負傷、出産又は死亡したときに、保険給付を行う保険者である。(国保法第2条、3条)</p> <p>1. 資格(被保険者)情報の管理に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ①転入等による資格取得届の受理、確認 ②市町村国保や国民健康保険組合以外の全国健康保険協会管掌健康保険、共済組合など(以下、「被用者保険」という。)の喪失による資格取得届の受理、確認 (被用者保険の喪失年月日等を情報提供ネットワークシステムより照会) ③転出による資格喪失届の受理、確認 ④被用者保険への加入に伴う資格喪失届の受理、確認 (被用者保険の加入年月日等を情報提供ネットワークシステムより照会) ⑤被保険者または世帯主の氏名変更、世帯変更に関する変更届の確認 ⑥被保険者証、高齢受給者証の交付申請受理、確認および交付 <p>2. 保険料の賦課・徴収・還付管理に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ①保険料の算定のための所得の把握 (被保険者の当該年度の1月1日の住所地が他市町村の場合は、所得情報を情報提供ネットワークシステムより照会) ②保険料の賦課 ③保険料の徴収方法の検討決定(年金天引きによる特別徴収に係る) ④保険料決定(更正)通知書等の通知 ⑤保険料の減免、納付猶予等の申請受理および判定 ※軽減・減免の確認のため、以下の情報を情報提供ネットワークシステムより照会 <ul style="list-style-type: none"> ・被用者保険の被扶養者の喪失年月日 (被用者保険に加入していた方が、後期高齢者医療制度の加入者となつたため、その扶養に入っていた方(以下、「旧被扶養者」という。)が国保に加入した場合に関する減免) ・雇用保険の受給資格、受給種別 (非自発的失業者に関する軽減)等 ⑥保険料の徴収 ⑦保険料の還付 ※公金受取口座利用希望の場合、公金受取口座情報等を情報提供ネットワークシステムより照会。 <p>3. 給付管理に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ①絶対的必要給付 ※法定給付 <ul style="list-style-type: none"> ・療養の給付(国保法第36条) ・入院時食事療養費(国保法第52条) ・入院時生活療養費(国保法第52条の2) ・保険外併用療養費(国保法第53条) ・訪問看護療養費(国保法第54条の2) ・移送費(国保法第54条の4) ・高額療養費(国保法第57条の2) ・高額介護合算療養費(国保法第57条の3) ・特別療養費(国保法第54条の3) ②相対的必要給付(国保法第58条第1項により、必要に応じて給付) > ※法定給付 <ul style="list-style-type: none"> ・出産育児一時金 ・葬祭費 ・葬祭の給付 <p>また、高額療養費や食事療養費の現物給付に関する限度額適用・標準負担額減額認定証等の交付申請の受理、確認および交付の事務を行う。 ※それぞれの確認および支給について、世帯の所得状況に応じての各種療養費の支給額や療養の給付の一部負担割合、高額療養費・高額介護合算療養費の負担限度額の決定を行う。</p> <p>※公金受取口座利用希望の場合、公金受取口座情報等を情報提供ネットワークシステムより照会。</p>			
③対象人数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[10万人以上30万人未満] 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満</p>			

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

①システムの名称	国民健康保険システム
	<p>1. 資格管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ①資格異動管理機能 <ul style="list-style-type: none"> ・住民の異動届出(転入、出生、他保険離脱、生活保護廃止等)及び職権により国民健康保険の資格を取得する。 ・住民の異動届出(転出、死亡、他保険加入、生活保護開始等)及び職権(後期高齢医療制度加入)により国民健康保険の資格を喪失する。 ・住民の届出(世帯分離、世帯合併、世帯変更、世帯主変更等)により国民健康保険の資格を変更する。 ・上記の異動に伴い、世帯主変更が発生した場合は、国民健康保険の世帯異動する。 ・住民の異動届出(学生特例該当等)により国民健康保険の学生特例の該当(非該当)登録を行う。 ・住民の施設入所(退所)届出及び施設からの入所(退所)連絡票により国民健康保険の住所地特例の該当(非該当)登録を行う。 ②前期高齢者管理機能 <ul style="list-style-type: none"> ・前期高齢者(70歳～74歳)の情報を管理する。 ③保険証等の発行 <ul style="list-style-type: none"> 以下の証について、即時(個別)発行する。 <ul style="list-style-type: none"> 被保険者証、短期被保険者証、資格者証、高齢受給者証、標準負担額減額認定証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証 また、被保険者証、短期被保険者証、高齢受給者証は一括発行が可能である。 ④履歴修正 <ul style="list-style-type: none"> ・国保世帯、国保喪失世帯に対し、直近及び履歴に対する資格情報(取得情報、喪失情報、退職情報)の修正を行う。 ・国保世帯、国保喪失世帯に対し、過去に遡って世帯の資格取得期間及び国保世帯主、被保険者の設定を行う。 ⑤滞納者対策機能 <ul style="list-style-type: none"> ・保険料納付状況により、滞納対策の必要有無を管理する。 ・滞納対策中の被保険者には、短期被保険者証及び資格者証を発行する。 ⑥特定同一世帯所属者管理機能 <ul style="list-style-type: none"> ・後期高齢者医療制度加入により資格喪失した被保険者に対し、5年間の緩和措置対象者として管理する。 ・世帯主と共に転出(他市町村の国民健康保険へ加入)する際に、特定同一世帯所属者連絡票を発行する。 ⑦旧被扶養者管理機能 <ul style="list-style-type: none"> ・世帯内の旧被扶養者の管理を行う。 ・転出(他市町村の国民健康保険へ加入)する際に、旧被扶養者異動連絡票を発行する。 ⑧非自発的失業者管理機能 <ul style="list-style-type: none"> ・世帯内の非自発的失業者の管理を行う。 ⑨国保連合会への報告データ作成機能 <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者情報等を報告するファイルを作成する。 ⑩未就学児管理機能 <ul style="list-style-type: none"> ・世帯内の未就学児の管理を行う。 <p>2. 賦課管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ①所得管理機能 <ul style="list-style-type: none"> ・個人住民税業務より、所得情報の提供を受け、国民健康保険における所得情報として管理する。 ・他市町村からの所得照会結果、あるいは簡易申告書からの所得情報を管理する。 ②当初賦課計算機能 <ul style="list-style-type: none"> ・住民税額確定後(6月初～7月)に行う本算定処理にて、当該年度の国民健康保険料の賦課を行う。 ③賦課更正機能 <ul style="list-style-type: none"> ・資格異動、所得異動に伴い、当該年度の賦課を更正する。 ④減免管理機能 <ul style="list-style-type: none"> ・住民の減免申請(所得激変(貧困)、災害等)により国民健康保険料(税)の免除、減額を行う。

<p>②システムの機能</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・所得要件を満たした住民の申請により国民健康保険料の1割減免を行う。 ⑤納入通知書(再)発行 <ul style="list-style-type: none"> ・納入通知書、変更通知書の一括作成を行う。 ⑥特別徴収の決定機能 <ul style="list-style-type: none"> ・65歳以上の納入義務者に対して年金天引きの対象者を決定する。 ・特別徴収依頼情報、特別徴収中止依頼情報の管理を行う。(年金保険者へ送付する特別徴収各種データの作成)また、特別徴収実績情報を管理し、収納消し込み情報を収納管理システムに連携している。 ⑦メンテナンス機能 <ul style="list-style-type: none"> ・賦課用の資格状況の強制修正が必要な国保世帯に対して、賦課用の資格状況の修正を行う。 ・賦課額の強制修正が必要な国保世帯に対して、賦課根拠、確定賦課額、期別額を修正し収納管理システムへ計算結果の引継を行う。 ⑧保険料の試算機能 <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険に加入した場合等の保険料を試算する。 ⑨料率設定機能 <ul style="list-style-type: none"> ・年度毎に保険料率情報の設定を行う。(シミュレーション用、賦課用) ・保険料率決定のシミュレーションを行う。 <p>3. 給付管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ①レセプト情報等の取込、審査機能 <ul style="list-style-type: none"> ・国保連合会より送付されてくるレセプト情報を取り込む。 ・レセプト情報と資格情報を突合させ、過誤・再審査チェックを行う。また、診療期間の誤りではなく住民の意図的な被保険者証の誤使用の場合は、不当利得に情報を引き継ぐことができる。 ②高額療養費管理機能 <ul style="list-style-type: none"> ・レセプト情報や療養費情報を元に高額療養費情報の計算を行う。 ・計算した高額療養費情報を元に、該当被保険者に申請勧奨通知を発行する。 ・住民から高額療養費支給申請により、高額療養費に係る支給決定通知の発付を行う。 ③療養費管理機能 <ul style="list-style-type: none"> ・海外受診や急病により保険証提示が出来なかった場合、住民からの療養費支給申請により、療養費支給決定を行う。 ・柔道整復や針灸・マッサージ療養の場合、住民からの柔道整復施術療養費支給申請により、療養費支給決定を行う。 ④高額医療介護合算療養費管理機能 <ul style="list-style-type: none"> ・国保連合会より受領した仮算定用介護分自己負担額情報を取り込む。 ・受領した仮算定用介護分自己負担額情報とシステム内の自己負担額情報から仮算定を行う。 ・仮算定結果から、該当被保険者に申請勧奨通知を発行する。 ・国保連合会より受領した介護分自己負担額情報を取り込む。 ・住民から高額医療介護合算療養費支給申請により、高額医療介護合算療養費支給決定を行い、住民向けの支給決定通知の発付・高額医療介護合算療養費の払い込みと保険者向け支給額計算結果連絡票の発付を行う。 ⑤出産育児一時金・葬祭費管理機能 <ul style="list-style-type: none"> ・住民から出産育児一時金、葬祭費支給申請により、支給決定を行う。 ⑥不当利得管理機能 <ul style="list-style-type: none"> ・レセプト審査処理において、不当利得と判定された場合、医療費保険者負担金額の返還請求等の管理を行う。 ⑦第三者行為求償事務管理機能 <ul style="list-style-type: none"> ・交通事故や傷害等、疾病の原因が第三者にあるものを医療給付の対象として管理を行う。 ⑧あんま・はりきゅう受診券管理機能 <ul style="list-style-type: none"> ・納付状況等要件を満たす世帯からの申請に対し、あんま・はりきゅう受診券の発券を行い、受診回数の管理を行う。 <p>4. その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ①報告資料等の作成機能 <ul style="list-style-type: none"> ・月報、調整交付金資料、国民健康保険税・料の調べ、実態調査資料、保険料基盤安定化資料
<p>③他のシステムとの接続</p>	<ul style="list-style-type: none"> [] 情報提供ネットワークシステム [<input checked="" type="radio"/>] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [<input checked="" type="radio"/>] その他 (収納管理システム、滞納管理システム(以上、全て同一システム))
<p>システム2~5</p>	

システム2	
①システムの名称	収納管理システム
②システムの機能	<p>1. 賦課情報取込 ①賦課情報登録機能 ・国民健康保険システムより、賦課情報を受け取り、収納情報に登録する。 ・賦課更正が行われた場合は、更正処理後の賦課情報も受け取る。</p> <p>2. 収納 ①消込機能 ・納付義務者または金融機関より各種納付情報を受け取り、収納情報の消込処理を行う。 ②還付、充当機能 ・保険料の還付、充当の対象者を抽出し、充当先がある場合は、充当処理を行い、納付義務者へ充当通知書を通知する。 ・充当先がない場合、該当納付者に関する還付を行い、収納情報を更新する。 ③督促・催告機能 ・納期限を過ぎても保険料の納付が行われていない納付義務者を抽出し、督促状を出力する。 ・督促を実施しても保険料の納付が行われない納付義務者を抽出し、段階的に催告書を出力する。</p> <p>3. 口座振替管理機能 ・納付義務者より口座振替に関する申込、変更、取消等を受け付け、金融機関へ照会等を行い、納付方法の登録、変更、取消を行う。</p> <p>4. 滞納繰越 ①滞納繰越機能 ・前年度の滞納分について、滞納繰越処理を行う。</p> <p>5. 発行 ①各種証明書発行機能 ・納付証明書、完納証明書等を作成、発行する。 ②納付書再発行機能 ・納付書の再発行を行う。</p> <p>6. 照会 ①収納情報照会機能 ・該当の者に対する、賦課・収納情報等の照会ができる。</p> <p>7. 会計資料作成 ・収入日計表、収納月計表等の各種会計資料が作成できる。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 宛名システム等 [<input type="checkbox"/>] 税務システム</p> <p>[<input checked="" type="radio"/>] その他 (国民健康保険システム、滞納管理システム(以上、全て同一システム))</p>

システム3	
①システムの名称	滞納管理システム
②システムの機能	<p>1. 帳付け管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ①滞納者登録機能 <ul style="list-style-type: none"> ・収納管理システムより、保険料滞納者を抽出し、滞納情報に登録する。 ②催告機能 <ul style="list-style-type: none"> ・督促を促しても納付しない納付義務者に対して、催告書を出力する。 ③相談対応機能 <ul style="list-style-type: none"> ・納付者より徵收猶予の申請を受け付け、審査結果を登録する。 ・納付義務者の納付計画に対する納付誓約書を受け取り、情報を管理する。 ・納付義務者より、延滞金減免の申請を受け付け、審査結果を登録する。 ④処分機能 <ul style="list-style-type: none"> ・財産調査: 収滞納情報に基づき、各外部機関に財産に関する調査を行い、財産情報を登録する。 ・交付要求: 裁判所、破産管財人、行政機関等からの債務者情報に対し、交付要求を行う。 交付要求を行った旨を登録し、滞納者に通知する。 ※交付要求とは、滞納者の財産について競売や差押などの強制換価手続きが行われた場合に、その先行する執行機関に対し交付要求書を交付して、滞納税への配当を受ける手続きをいう。 ・差押: 財産情報及び滞納情報に基づき、差押書を作成し、滞納者へ通知する。 財産を差し押さえ、差押情報を登録する。 ・公売(換価): 差し押された財産に基づき、滞納者に換価通知書を送付して、公売を行い、換価情報を登録する。 ・執行停止: 所在不明、財産なし、資力なし等の徵收不能者に対して、滞納処分の執行を停止し、執行停止情報を登録する。 <p>2. 決算</p> <ul style="list-style-type: none"> ①不納欠損 <ul style="list-style-type: none"> ・執行停止及び時効により納付義務が消滅した時、滞納情報から該当データを抹消する。 ②滞納繰越 <ul style="list-style-type: none"> ・前年度の滞納分について、滞納繰越処理を行う。 <p>3. 照会</p> <ul style="list-style-type: none"> ①滞納情報照会機能 <ul style="list-style-type: none"> ・該当者に対する滞納情報等を照会する。 <p>4. 統計資料作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・期間や対象者等必要に応じた統計資料が作成できる。
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[○] その他 (国民健康保険システム、収納管理システム(以上、全て同一システム))</p>
システム4	
①システムの名称	庁内連携システム
②システムの機能	<p>業務システム連携機能: 既存住基、税務、保険、福祉、保健福祉、団体内統合宛名システム等の業務情報を連携する機能</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[○] 宛名システム等 [○] 税務システム</p> <p>[○] その他 (保険システム、福祉システム、保健福祉システム)</p>

システム5	
①システムの名称	団体内統合宛名管理システム(宛名システムと同等)
②システムの機能	<p>1. 団体内統合宛名管理機能:団体内統合宛名番号と既存業務システム等の宛名情報を紐付けて管理する。 団体内統合宛名番号と個人番号の関連に不整合がないかのチェックを日々行い、確認リストを出力する。</p> <p>2. 団体内統合宛名付番機能:個人番号が新規入力されたタイミングで、団体内統合宛名番号の付番を行う。</p> <p>3. 中間サーバー連携機能:中間サーバーへの情報提供及び既存業務システム等の情報照会に係る中間サーバーとのオンラインデータ連携、オフラインデータ連携用の媒体作成を行う。</p> <p>4. アクセス権限管理機能:ユーザ単位でアクセス権限を付与し、不必要的情報へのアクセス制御を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [○] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[○] その他 (中間サーバー)</p>
システム6	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	<p>1. 符号管理機能:情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能</p> <p>2. 情報照会機能:情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能</p> <p>3. 情報提供機能:情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能</p> <p>4. 既存システム接続機能:中間サーバーと既存システム、団体内統合宛名システム及び既存住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能</p> <p>5. 情報提供等記録管理機能:特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能</p> <p>6. 情報提供データベース管理機能:特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能</p> <p>7. データ送受信機能:中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能</p> <p>8. セキュリティ管理機能:セキュリティを管理するための機能</p> <p>9. 職員認証・権限管理機能:中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能</p> <p>10. システム管理機能:バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能</p>
③他のシステムとの接続	<p>[○] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[○] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[] その他 ()</p>

システム7	
①システムの名称	国保総合システムおよび国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム(*)」という。) *国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバ群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。
②システムの機能	<p>1. 資格継続業務 (1)被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)の送信 市区町村の国保総合PCのファイル転送機能(*)を用いて、被保険者資格異動に関するデータを市区町村から国保連合会へ送信する。 (2)被保険者情報の受信(国保資格取得喪失年月日連携ファイル、市町村被保険者ID連携ファイル) 都道府県内の市区町村間を転居した場合、転出市区町村と転入市区町村の適用終了日(転出)と適用開始日(転入)の重複・空白期間をチェックする。 また、資格取得年月日や資格喪失年月日の引き継ぎを行い、該当市区町村の国保総合PCへ被保険者資格データを配信する。</p> <p>2. 高額該当回数の引き継ぎ業務 (1)継続候補世帯の抽出(継続候補世帯リスト) 市区町村の国保総合PCのオンライン処理機能を用いて、世帯継続性の容認に関するデータを転入地市区町村から国保連合会へ送信する。 (2)継続世帯の確定(継続世帯確定リスト) 転入地市区町村が世帯継続性を認めた場合には、転出地市区町村から転入地市区町村へ高額該当情報を引き継ぐためのデータ(転出地市区町村高額該当情報データ)を作成し、転入地市区町村の国保総合PCへ当該データを配信する。</p> <p>*ファイル転送機能とは、市区町村の国保総合PCのWebブラウザーを用いて、各種ファイルを国保連合会の国保総合(国保集約)システムへ送信する機能と、国保連合会の国保総合(国保集約)システムサーバ内に格納されている各種ファイルや帳票などを、市区町村の国保総合PCに配信する機能のことをいう。</p>
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input checked="" type="checkbox"/> その他 (媒体等での連携のため、他のシステムとの接続はしていない)
3. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の30の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<input type="checkbox"/> 實施する <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 實施する 2) 實施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p>番号法第19条第8号 別表第二</p> <p>1. 別表第二における情報提供の根拠 ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」及び「医療保険者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項 (1, 2, 3, 4, 5, 17, 26, 27, 30, 33, 39, 42, 46, 58, 62, 80, 87, 88, 93, 106)</p> <p>2. 別表第二における情報照会の根拠 ・第一覧(情報照会者)が「市町村長」等の項のうち、42、43、44、45、46</p>
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉局 健康福祉部 国保年金課
②所属長	国保年金課長
7. 他の評価実施機関	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名		
国民健康保険ファイル		
2. 基本情報		
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル]	<選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	<p>・国民健康保険の被保険者及び被保険者世帯、及び過去の被保険者及び被保険者世帯であった者の内、及び事務により個人番号の取得が必要となった者。</p> <p>・国民健康保険の被保険者に属する世帯主(擬制世帯主)。</p>	
④記録される項目	[100項目以上]	<選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 <ul style="list-style-type: none"> [○] 個人番号 [] 個人番号対応符号 [○] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 <ul style="list-style-type: none"> [○] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [○] 連絡先(電話番号等) [○] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 <ul style="list-style-type: none"> [] 国税関係情報 [○] 地方税関係情報 [] 健康・医療関係情報 [○] 医療保険関係情報 [] 児童福祉・子育て関係情報 [] 障害者福祉関係情報 [○] 生活保護・社会福祉関係情報 [○] 介護・高齢者福祉関係情報 [] 雇用・労働関係情報 [○] 年金関係情報 [] 学校・教育関係情報 [] 災害関係情報 [] その他 () 	
その妥当性	<ol style="list-style-type: none"> 1. 個人番号及びその他識別情報:対象者を正確に特定するために保有 2. 4情報及び連絡先:①資格決定に際し資格要件を確認するため、②納付通知書等の送付先を確認するため、③本人への連絡等のため 3. その他住民票関係情報:世帯主と被保険者の関係を示す統柄等を保有する。 4. 地方税関係情報:被保険者及び被保険者世帯に関する情報を確認し、賦課及び賦課の軽減事務を行うため 5. 医療保険関係情報:被保険者の資格要件を確認するため 6. 生活保護・社会福祉関係情報:生活保護者に対する資格認定及び賦課の減額決定を行うため 7. 介護・高齢者福祉関係情報:障害認定判定のため 8. 年金関係情報:保険料の特別徴収を行うため 	
全ての記録項目	別添1を参照。	
⑤保有開始日	平成27年12月	
⑥事務担当部署	健康福祉局 健康福祉部 国保年金課	

3. 特定個人情報の入手・使用

①入手元 ※		<input checked="" type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input checked="" type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (地域政策課、市民税課、保護管理援護課、高齢福祉課 介護保険課) <input checked="" type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (厚生労働省、日本年金機構、デジタル庁) <input checked="" type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (他市町村、後期高齢者医療広域連合) <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input checked="" type="checkbox"/> その他 (熊本県国保連合会、国民健康保険組合) ()								
②入手方法		<input checked="" type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 [] 庁内連携システム <input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ()								
③使用目的 ※		正確な療養の給付及び公平・公正な保険料賦課、徴収を目的としているため、必要な範囲の特定個人情報を保有する必要がある。								
④使用の主体	使用部署	国保年金課、各区役所区民課、各総合出張所								
	使用者数	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <table style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>[100人以上500人未満]</td> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	[100人以上500人未満]	1) 10人未満	2) 10人以上50人未満		3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満		5) 500人以上1,000人未満
[100人以上500人未満]	1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
	5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
⑤使用方法		<ol style="list-style-type: none"> 1. 宛名管理 被保険者からの届出と住民票関係情報から被保険者の特定や突合を行い、宛名管理業務を行う。 2. 資格管理 被保険者からの届出及び生活保護・社会福祉関係情報及び介護・高齢者福祉関係情報から宛名情報と突合を行い、資格管理業務を行う。 3. 賦課管理 資格情報及び地方税関係情報から保険料の賦課管理業務を行う。 4. 給付管理 被保険者の給付申請から資格情報及び地方税関係情報と突合し給付管理業務を行う。 5. 徴収 賦課、介護・高齢者福祉関係情報、医療保険関係情報及び宛名等の情報から被保険者に対し保険料の徴収を行う。 賦課、収納及び宛名等の情報から未納者に対し、督促・催告の発送管理及び滞納者の滞納管理業務を行う。 6. 収納管理 賦課及び宛名等の情報から収納、還付、充当等の収納管理業務を行う。 								
情報の突合		<ol style="list-style-type: none"> 1. 宛名管理及び資格管理に関する事務 被保険者の確認(被保険者の特定等)を行うため、国民健康保険システムにおける宛名情報と、庁内他部署、情報提供ネットワークシステムから入手した被保険者関係情報の突合を行う。(上記1・2) 2. 賦課管理に関する事務 保険料の算出や軽減を行うため提出された届出等の内容と資格情報及び庁内連携システムから入手した地方税関係情報との突合を行う。(上記2・3) 3. 給付管理に関する事務 療養費等の算出・給付のため提出された給付申請から資格情報と庁内連携システムから入手した地方税関係情報との突合を行う。また、給付申請で公金受取口座利用希望の場合、申請内容と情報提供ネットワークシステムから入手した公金受取口座情報との突合を行う。(上記2・4) 4. 徴収、収納に関する事務 保険料の徴収等のため賦課、介護・高齢者福祉関係情報、医療保険関係情報、宛名情報と突合を行う。また、還付申請で公金受取口座利用希望の場合、申請内容と情報提供ネットワークシステムから入手した公金受取口座情報との突合を行う。(上記3・5・6) 								
⑥使用開始日		平成28年1月1日								

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託					
委託の有無 ※	[委託する]	<選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (6) 件			
委託事項1	国民健康保険システム、収納管理システム、滞納管理システム(以下、国民健康保険システム等といふ。)の運用保守業務				
①委託内容	国民健康保険システム等の保守・運用				
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上			
③委託先名	日本電気株式会社 熊本支店				
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない		
	⑤再委託の許諾方法	再委託届及び従事者名簿を提出させ、申出が適切で合理的且つ妥当な理由(緊急時における対応・委託料の縮減に寄与するもの等)であれば再委託承諾書にて許諾する。個人情報の取扱いに関しては契約書に定めている。			
	⑥再委託事項	国民健康保険システム等のパッケージアプリケーション保守作業、ジョブスケジューリング等のシステム運用作業、職員からの問い合わせに対する調査、作業指示に基づくデータ抽出等			
委託事項2	団体内統合宛名システム等の運用				
①委託内容	団体内統合宛名システム等のジョブスケジューリング等のシステム運用作業、職員からの問い合わせに対する調査、作業指示に基づくデータ抽出等、遠隔地保管情報の媒体作成、システム監視・通報等。				
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上			
③委託先名	株式会社 熊本計算センター				
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない		
	⑤再委託の許諾方法				
	⑥再委託事項				
委託事項3	資格継続業務、高額該当回数の引き継ぎ業務に関する市町村保険者事務共同処理業務				
①委託内容	・療養給付の審査・支払に付随する業務として、都道府県単位で管理することとなる資格取得年月日や喪失年月日の管理(資格継続業務)と、同一都道府県内で転居があった場合における高額療養費の該当回数を通算するための同一世帯判定に必要な情報等の管理(高額該当の引き継ぎ業務)を委託する(国保情報集約システムを使用する)。 ・なお、個人番号を用いるのは、資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務(国保総合(国保集約)システム)のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。				
②委託先における取扱者数	[10人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上			
③委託先名	熊本県国民健康保険団体連合会				
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない		
	⑤再委託の許諾方法	再委託を行う場合には、委託先から再委託先の商号または名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託先に関する業務の履行能力、再委託予定金額等およびその他当市のセキュリティーポリシー等で委託先に求めるべきとされている情報について記載した書面による再委託申請および再委託に関する履行体制図の提出を受け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していることなど、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で再委託を承認する。			
	⑥再委託事項	資格継続業務、高額該当回数の引き継ぎ業務で使用する国保総合(国保集約)システムに関する運用業務の一部(パッチ処理パラメータの入力／パッチ処置の実行／バックアップデータの取得と保管／システム障害発生時の復旧支援作業／各種マスターメンテナンス／外字作成・登録)など。			

委託事項4		国民健康保険データ入力業務委託									
①委託内容		国民健康保険に関するデータの入力業務									
②委託先における取扱者数		[10人以上50人未満]		<選択肢> 1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満 2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上							
③委託先名		株式会社 アイネスリレーションズ									
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない]		<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない							
	⑤再委託の許諾方法										
	⑥再委託事項										
委託事項5		国民健康保険給付費の請求に関する審査及び支払業務									
①委託内容		医療機関等からの保険給付費に関する請求の審査及び保険給付費支払業務									
②委託先における取扱者数		[10人以上50人未満]		<選択肢> 1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満 2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上							
③委託先名		熊本県国民健康保険団体連合会									
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない]		<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない							
	⑤再委託の許諾方法										
	⑥再委託事項										
委託事項6		国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務及びシステム運用事務									
①委託内容		国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務(アプリケーション改修、データパッチ実施等)及びシステム運用事務(バックアップ取得、システム障害等発生時のデータ復旧等)									
②委託先における取扱者数		[10人以上50人未満]		<選択肢> 1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満 2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上							
③委託先名		熊本県国保連合会 (熊本県国保連合会は、国保中央会に再委託する)									
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する]		<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない							
	⑤再委託の許諾方法	<p>委託先の熊本県国民健康保険団体連合会から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他当市が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、熊本県国民健康保険団体連合会と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。)。</p> <p>国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 ・クラウド事業者が提供するクラウドサービスは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に基づくクラウドサービスリストに掲載されているものとする。 <p>国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。</p>									
	⑥再委託事項	国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務及びシステム運用事務の全て									

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)		
提供・移転の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 提供を行っている (20) 件	[<input checked="" type="radio"/>] 移転を行っている (11) 件 [<input type="checkbox"/>] 行っていない
提供先1	厚生労働大臣	
①法令上の根拠	番号法別表第2の1の項	
②提供先における用途	健康保険法(大正11年法律第70号)第5条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務	
③提供する情報	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報(以下「医療保険給付関係情報」という。)	
④提供する情報の対象となる本人の数	[<input type="checkbox"/>] 10万人以上100万人未満	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上	
⑥提供方法	[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] その他 ()	[<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] 紙
⑦時期・頻度	照会が必要となる都度	
提供先2~5		
提供先2	全国健康保険協会	
①法令上の根拠	番号法別表第2の2の項	
②提供先における用途	健康保険法による保険給付の支給に関する事務	
③提供する情報	医療保険給付関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[<input type="checkbox"/>] 10万人以上100万人未満	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上	
⑥提供方法	[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] その他 ()	[<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] 紙
⑦時期・頻度	照会が必要となる都度	

提供先3	健康保険組合
①法令上の根拠	番号法別表第2の3の項
②提供先における用途	健康保険法による保険給付の支給に関する事務
③提供する情報	医療保険給付関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上
⑥提供方法	<p>[○] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	照会が必要となる都度
提供先4	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法別表第2の4の項
②提供先における用途	船員保険法(昭和14年法律第73号)第4条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務
③提供する情報	医療保険給付関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上
⑥提供方法	<p>[○] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	照会が必要となる都度
提供先5	全国健康保険協会
①法令上の根拠	番号法別表第2の5の項
②提供先における用途	船員保険法による保険給付の支給に関する事務
③提供する情報	医療保険給付関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上
⑥提供方法	<p>[○] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	照会が必要となる都度

提供先6～10	
提供先6	市町村長
①法令上の根拠	番号法別表第2の17の項
②提供先における用途	予防接種法(昭和23年法律第68号)による給付(同法第15条第1項(健康被害の救済措置)の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険給付関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上
⑥提供方法	<p>[○] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	照会が必要となる都度
提供先7	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法別表第2の26の項
②提供先における用途	生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務
③提供する情報	医療保険給付関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上
⑥提供方法	<p>[○] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	照会が必要となる都度
提供先8	市町村長
①法令上の根拠	番号法別表第2の27の項
②提供先における用途	地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務
③提供する情報	医療保険給付関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上
⑥提供方法	<p>[○] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	照会が必要となる都度

提供先9	社会福祉協議会		
①法令上の根拠	番号法別表第2の30の項		
②提供先における用途	社会福祉法(昭和26年法律第45号)による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務		
③提供する情報	医療保険給付関係情報		
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>		
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上		
⑥提供方法	<p>[○] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>		
⑦時期・頻度	照会が必要となる都度		
提供先10	日本私立学校振興・共済事業団		
①法令上の根拠	番号法別表第2の33の項		
②提供先における用途	私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)による短期給付の支給に関する事務		
③提供する情報	医療保険給付関係情報		
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>		
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上		
⑥提供方法	<p>[○] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>		
⑦時期・頻度	照会が必要となる都度		
提供先11~15			
提供先11	国家公務員共済組合		
①法令上の根拠	番号法別表第2の39の項		
②提供先における用途	国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)による短期給付の支給に関する事務		
③提供する情報	医療保険給付関係情報		
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>		
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上		
⑥提供方法	<p>[○] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>		
⑦時期・頻度	照会が必要となる都度		

提供先12	市町村長又は国民健康保険組合
①法令上の根拠	番号法別表第2の42の項
②提供先における用途	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務
③提供する情報	医療保険給付関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上
⑥提供方法	<p>[○] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	照会が必要となる都度
提供先13	厚生労働大臣又は共済組合等
①法令上の根拠	番号法別表第2の46の項
②提供先における用途	国民健康保険法による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	国民健康保険法第76条の4において準用する介護保険法第136条第1項(同法第140条第3項において準用する場合を含む。)、第138条第1項又は第141条第1項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上
⑥提供方法	<p>[○] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	照会が必要となる都度
提供先14	地方公務員共済組合
①法令上の根拠	番号法別表第2の58の項
②提供先における用途	地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)による短期給付の支給に関する事務
③提供する情報	医療保険給付関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上
⑥提供方法	<p>[○] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	照会が必要となる都度

提供先15	市町村長
①法令上の根拠	番号法別表第2の62の項
②提供先における用途	老人福祉法(昭和38年法律第133号)による費用の徴収に関する事務
③提供する情報	医療保険給付関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上
⑥提供方法	<p>[○] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	照会が必要となる都度
提供先16~20	
提供先16	後期高齢者医療広域連合
①法令上の根拠	番号法別表第2の80の項
②提供先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務
③提供する情報	医療保険給付関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上
⑥提供方法	<p>[○] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	照会が必要となる都度
提供先17	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法別表第2の87の項
②提供先における用途	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務
③提供する情報	医療保険給付関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上
⑥提供方法	<p>[○] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	照会が必要となる都度

提供先18	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法別表第2の88の項
②提供先における用途	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)による一般疾病医療費の支給に関する事務
③提供する情報	医療保険給付関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上
⑥提供方法	<p>[○] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	照会が必要となる都度
提供先19	市町村長
①法令上の根拠	番号法別表第2の93の項
②提供先における用途	介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務
③提供する情報	医療保険給付関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上
⑥提供方法	<p>[○] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	照会が必要となる都度
提供先20	独立行政法人日本学生支援機構
①法令上の根拠	番号法別表第2の106の項
②提供先における用途	独立行政法人日本学生支援機構法(平成15年法律第94号)による学資の貸与に関する事務
③提供する情報	国民健康保険法による医療に関する給付の支給に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上
⑥提供方法	<p>[○] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	照会が必要となる都度

移転先1	文化市民局 市民生活部 地域政策課	
①法令上の根拠	住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第10号	
②移転先における用途	住民基本台帳への国民健康保険の被保険者資格情報の記載	
③移転する情報	医療保険給付関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上	
⑥移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	照会が必要となる都度	
移転先2	こども局 こども育成部 こども支援課	
①法令上の根拠	熊本市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	
②移転先における用途	①児童福祉法(昭和22年法律第164号)による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付、日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施に関する事務 ②児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関する事務 ③母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による資金の貸付けに関する事務 ④障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による自立支援給付の支給に関する事務 ⑤児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当又は特例給付(同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。)の支給に関する事務	
③移転する情報	医療保険給付関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[1万人以上10万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上	
⑥移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input checked="" type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	①③④については照会が必要となる都度、②は8~9月の期間及び照会が必要となる都度	
移転先3	こども局 こども福祉部 児童相談所	
①法令上の根拠	熊本市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	
②移転先における用途	児童福祉法による里親の認定、養育里親の登録、障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費若しくは障害児入所医療費の支給、負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務	
③移転する情報	医療保険給付関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[1万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上	
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input checked="" type="checkbox"/> その他 (保健福祉システム端末による画面参照)	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	照会が必要となる都度	

移転先4	健康福祉局 障がい者支援部 障がい福祉課
①法令上の根拠	熊本市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
②移転先における用途	①児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供に関する事務 ②障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務
③移転する情報	医療保険給付関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会が必要となる都度
移転先5	健康福祉局 保健衛生部 感染症対策課
①法令上の根拠	熊本市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
②移転先における用途	①予防接種法(昭和23年法律第68号)による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務 ②感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)による入院の勧告若しくは措置、費用の負担又は療養費の支給に関する事務
③移転する情報	医療保険給付関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [○] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会が必要となる都度
移転先6	健康福祉局 障がい者支援部 こころの健康センター
①法令上の根拠	熊本市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
②移転先における用途	①精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)による診察、入院措置、費用の徴収に関する事務 ②障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務
③移転する情報	医療保険給付関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (保健福祉システム端末による画面参照)
⑦時期・頻度	照会が必要となる都度

移転先7	健康福祉局 健康福祉部 保護管理援護課
①法令上の根拠	熊本市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
②移転先における用途	(1)生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務 (2)中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務
③移転する情報	医療保険給付関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満] 1) 1万人未満 [<input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満] 2) 1万人以上10万人未満 [<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満] 3) 10万人以上100万人未満 [<input type="checkbox"/> 100万人以上1,000万人未満] 4) 100万人以上1,000万人未満 [<input type="checkbox"/> 1,000万人以上] 5) 1,000万人以上</p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上
⑥移転方法	<p>[<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム] [<input type="checkbox"/> 専用線]</p> <p>[<input type="checkbox"/> 電子メール] [<input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)]</p> <p>[<input type="checkbox"/> フラッシュメモリ] [<input checked="" type="checkbox"/> 紙]</p> <p>[<input type="checkbox"/> その他 ()]</p>
⑦時期・頻度	照会が必要となる都度
移転先8	財政局 稅務部 市民税課
①法令上の根拠	熊本市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
②移転先における用途	地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務
③移転する情報	医療保険給付関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上
⑥移転方法	<p>[<input type="checkbox"/> 庁内連携システム] [<input type="checkbox"/> 専用線]</p> <p>[<input type="checkbox"/> 電子メール] [<input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)]</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/> フラッシュメモリ] [<input type="checkbox"/> 紙]</p> <p>[<input type="checkbox"/> その他 ()]</p>
⑦時期・頻度	年に1回
移転先9	健康福祉局 高齢者支援部 高齢福祉課
①法令上の根拠	熊本市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
②移転先における用途	老人福祉法(昭和38年法律第133号)による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務
③移転する情報	医療保険給付関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上
⑥移転方法	<p>[<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム] [<input type="checkbox"/> 専用線]</p> <p>[<input type="checkbox"/> 電子メール] [<input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)]</p> <p>[<input type="checkbox"/> フラッシュメモリ] [<input checked="" type="checkbox"/> 紙]</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/> その他 (同一パッケージシステム)]</p>
⑦時期・頻度	照会が必要となる都度

移転先10	健康福祉局 障がい者支援部 障がい者福祉相談所		
①法令上の根拠	熊本市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例		
②移転先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務		
③移転する情報	医療保険給付関係情報		
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/> 1万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>		
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上		
⑥移転方法	<p>[<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム] [<input type="checkbox"/> 専用線]</p> <p>[<input type="checkbox"/> 電子メール] [<input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)]</p> <p>[<input type="checkbox"/> フラッシュメモリ] [<input type="checkbox"/> 紙]</p> <p>[<input type="checkbox"/> その他 ()]</p>		
⑦時期・頻度	照会が必要となる都度		
移転先11	健康福祉局 高齢者支援部 介護保険課		
①法令上の根拠	熊本市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例		
②移転先における用途	介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務		
③移転する情報	医療保険給付関係情報		
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>		
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上		
⑥移転方法	<p>[<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム] [<input type="checkbox"/> 専用線]</p> <p>[<input type="checkbox"/> 電子メール] [<input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)]</p> <p>[<input type="checkbox"/> フラッシュメモリ] [<input checked="" type="checkbox"/> 紙]</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/> その他 (同一パッケージシステム)]</p>		
⑦時期・頻度	照会が必要となる都度		
移転先12			
①法令上の根拠			
②移転先における用途			
③移転する情報			
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[<input type="checkbox"/>] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>		
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲			
⑥移転方法	<p>[<input type="checkbox"/> 庁内連携システム] [<input type="checkbox"/> 専用線]</p> <p>[<input type="checkbox"/> 電子メール] [<input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)]</p> <p>[<input type="checkbox"/> フラッシュメモリ] [<input type="checkbox"/> 紙]</p> <p>[<input type="checkbox"/> その他 ()]</p>		
⑦時期・頻度			

6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※	<p><執務室における措置> 特定個人情報が記載された届出書等及び外部記録媒体については、施錠ができるキャビネット等に保管する。</p> <p><データセンターにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none">・外部侵入防止 外周赤外線センサー監視、24時間有人監視、監視カメラ・入退管理 ICカード+手のひら静脈認証による入退管理、要員所在管理システム・不正持込・持出防止 生体認証ラック開閉管理、監視カメラ、持込機器の事前申請運用 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none">①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。
7. 備考	
一	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

国民健康保険ファイル

資格情報

記号番号、国保世帯番号、国保世帯主宛名番号、国保主個人番号(※)、調定額、納付額、宛名番号、個人番号(※)、資格取得日、資格喪失日、退職情報、加入保険情報、修学情報、遠隔地施設情報、住所地特例情報、失業情報、特定同一世帯所属者情報、旧被扶養者情報、保険証氏名、保険証住所、保険証性別、保険証誕生日、高齢受給者証負担割合、適用認定証・標準負担額減額証低起用区分、特定疾病療養費受療証疾病名、更新年月日、更新職員ID

賦課情報

宛名番号、記号番号、個人番号(※)、国保世帯主宛名番号、国保世帯主個人番号(※)、国保資格情報、相当年度、賦課年度、所得割額、資産割額、均等割額、平等割額、軽減情報、減免情報、期別情報、年間賦課額、特別徴収対象者基礎年金番号、特別徴収対象者年金保険者情報、介護特別徴収者氏名、介護特別徴収者住所、介護特別徴収者特別徴収金額情報、特別徴收回付記録情報、納入通知書氏名、納入通知書住所、納入通知書発付日、納入通知書賦課情報、所得金額、控除金額、特別控除額、住民税課税情報、単有資産税額、共有資産税額、介護除外適用情報、更新年月日、更新職員ID

給付情報

宛名番号、記号番号、個人番号(※)、国保世帯主宛名番号、国保世帯主個人番号(※)、国保資格情報、若人所得区分、前期高齢者所得区分、セブト費用額情報、セブト公費情報、セブト減免・猶予情報、セブト状態区分、療養診療情報、療養費用額情報、療養費公費情報、療養費支給決定日、療養費支給年月日、療養費支払先情報、高額療養費計算元若人所得区分、高額療養費計算元前期高齢者所得区分、高額療養費計算内訳情報、高額療養費支給額、高額療養費該当セブト情報、高額療養費高額状況情報、高額療養費申請情報、高額療養費支給決定日、高額療養費支給年月日、高額療養費支払先情報、出産一時金出生児情報、出産一時金基準年月日、出産一時金支給額、出産一時金支給決定日、出産一時金支給年月日、出産一時金支払先情報、葬祭費申請者情報、葬祭費支給額、葬祭費支給決定日、葬祭費支給年月日、葬祭費支払先情報、高額医療介護合算療養費国保資格情報、高額医療介護合算療養費介護資格情報、高額医療介護合算療養費申請者情報、高額医療介護合算療養費医療分自己負担額情報、高額医療介護合算療養費介護分自己負担額情報、高額医療介護合算療養費自保険者分支給額情報、高額医療介護合算療養費他保険者分支給額情報、高額医療介護合算療養費支給決定日、高額医療介護合算療養費支給年月日、高額医療介護合算療養費支払先情報、不当利得返納金情報、不当利得対象セブト情報、更新年月日、更新職員ID

収納情報

賦課年度(賦課決定された年度)、課税年度(本来課税すべき年度)、科目、期別、宛名番号、個人番号(※)、調定額、納期限、納付額、納付年月日、更新年月日、更新職員ID、公金受取口座希望情報 ※個人番号は、宛名番号と紐づけて統合宛名管理システムの情報から参照する。

滞納情報

宛名番号、個人番号(※)、財産区分、処分年月日、処分解除年月日、処分完了年月日、処分対象賦課年度、処分対象科目、処分対象期別、分納誓約年月日、分納誓約解除日、分納対象賦課年度、分納対象課税年度、分納対象科目、分納対象期別、執行停止年月日、執行停止取消年月日、執行停止対象賦課年度、執行停止対象課税年度、執行停止対象科目、執行停止対象期別、更新年月日、更新職員ID ※個人番号は、宛名番号と紐づけて統合宛名管理システムの情報から参照する。

III リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険等ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	<p>リスクに対する措置の内容</p> <p>リスクへの対策は十分か</p>
<p>＜国民健康保険システム等における措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ログイン時の職員認証において、個人番号利用事務の操作権限が付与されていない職員がログインした場合には、個人番号の検索、表示、入力ができない機能により、不適切な操作によってデータが登録がされることのリスクを軽減している。 ・ログイン時の職員認証において事務単位での認証を実施するので、操作権限のない事務システムには画面遷移ができないことにより、不適切な操作によってデータが登録がされることのリスクを軽減している。 ・ログイン時の職員認証の他に、ログインを実施した職員・時刻・操作内容が記録されるため、不適切な操作によってデータが入手されることのリスクを軽減している。 ・サーバー及び操作端末が接続するネットワークは、ウィルス対策ソフト、ファイヤウォール等によってセキュアなシステム稼働環境を確保することにより、不適切な方法によってデータが登録されることのリスクを軽減している。 <p>＜国保総合PCにおける措置（国保連合会からの入手）＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入手元は、国保連合会の国保総合（国保集約）システムに限定されており、配信されるデータは国保連合会において、関連性や妥当性および整合性のチェック（＊1）が行われていることが前提となる。また、国保連合会においてあらかじめ指定されたインターフェース（＊2）によって配信されることが前提となるため、対象者以外の情報や必要な情報以外を入手することはない。 ・国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことによって、誤った対象者に関する特定個人情報の入手を防止している。 <p>* 1 : ここでいう関連性・整合性チェックとは、すでに個人番号が紐付いている（宛名番号が同じ）人に、以前と異なる個人番号を紐付けようとした場合、あるいは個人番号が空白の場合に、確認リストを出力する等の機能のことを指す。 * 2 : ここでいう指定されたインターフェースとは、国保総合（国保集約）システムの外部インターフェース仕様書に記載されている国保連合会の国保総合（国保集約）システムと市区町村に設置する国保総合PCとの間でやりとりされるデータ 定義のことをいい、その定義に従った項目（法令等で定められた範囲）でないと、国保連合会の国保総合（国保集約）システムからデータ配信ができないしくみになっている。</p> <p>＜運用における措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・届出書の受理に際しては本人確認書類等の確認を実施し、異動前後の状況を国民健康保険システム等で確認し、確認対象者以外の情報を入手しないよう、事務マニュアルを作成し、遵守している。 ・国保総合PCを利用する必要がある事務取扱担当者を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともに、パスワードによるユーザ認証を実施することにより、不適切な操作によってデータが登録がされることのリスクを軽減している。 	
<p>特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p> <p>＜入手した個人情報が不正確であるリスク＞</p> <p>【国民健康保険システム等における措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入手した特定個人情報は、国民健康保険システム等の被保険者データと突合し正確性を確認してから、当該システムのデータベースへ更新することとしており、不整合があった場合は、国保連合会に電話等で連絡し是正を求めるを行うこととしている。 <p>【国保総合PCにおける措置（国保連合会からの入手）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報の入手元は、国保連合会の国保総合（国保集約）システムに限定されているとともに、国保総合PCにおいて国保連合会から入手する情報は、当市において本人確認を行った上で国保連合会に送信した被保険者情報に、国保連合会が事務処理等を行った結果を附加して配信された情報であるため、本人確認は当市において国保連合会に送付する前に実施済みである。 ・さらに、国保連合会においても国民健康保険システム等と同様の宛名番号をキーとして個人識別事項を管理しており、宛名番号をキーとして必要なデータが配信されることをシステム上で担保することで正確性を確保している。 <p>【運用における措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第7条（通知カード）、第17条（個人番号カード）により、住民異動の際は、窓口で個人番号カードまたは通知カードと他の証明書類の提示を受けて、本人確認を徹底する。 ・代理申請の場合は、上記にあわせて、本市の情報システムを用いて届出書の内容と個人番号の真正性の確認を行う。 ・特定個人情報の入力、修正、削除を行う際は、異動対象者または入力内容に誤りの無いよう、二人以上の担当者によるダブルチェックを実施する。 	

3. 特定個人情報の使用

リスク1：目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<国民健康保険システム等における措置> <ul style="list-style-type: none"> ・個人番号利用業務以外または、個人番号を必要としない業務から住民情報の要求があった場合は、個人番号が含まれない情報のみを提供するようにアクセス制御を行っている。 ・個人番号利用業務以外または個人番号を必要としない業務では、個人番号が含まれない画面表示とする。 		
	<団体内統合宛名システムにおける措置> <ul style="list-style-type: none"> ・団体内統合宛名システムでは、個人番号関連業務以外は個人番号にアクセスできないよう、個人番号利用事務以外で個人番号の検索を行うことはできない。 ・団体内統合宛名システムの稼働するLANでは、外部からの侵入ができるようファイアウォールによる適切なアクセス制御を実施している。 		
	<国保総合PCIにおける措置> <ul style="list-style-type: none"> ・市区町村の職員等が不正にデータ抽出等できないように、GUIによるデータ抽出機能(*)は国保総合PCIに搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出等されることはなく、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクを軽減している。 * :ここでいうGUIによるデータ抽出機能とは、国民健康保険関係情報ファイルのデータベースからデータを抽出するにあたって、抽出条件等を端末の画面上から簡単なマウス操作等で指定でき、CSV等のデータ形式で国保総合PCI上のハードディスク等にファイルを出力する機能のことを指す。 		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

リスク2：権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク

ユーザ認証の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない	
		<国民健康保険システム等における措置> <ul style="list-style-type: none"> ・ログイン時の職員認証において、個人番号利用事務の操作権限が付与されていない職員がログインした場合には、個人番号の表示、検索、入力ができない機能により、不適切な操作によってデータが登録されることのリスクを軽減している。 ・ログイン時の職員認証において事務単位での認証を実施するので、操作権限のない事務システムには画面遷移ができないことにより、不適切な操作や受信によってデータが登録がされることのリスクを軽減している。 ・ログイン時の職員認証の他に、ログインを実施した職員・時刻・操作内容の記録が実施されるため、不適切な操作や受信によってデータが登録されることのリスクを軽減している。 ・サーバー及び操作端末が接続するネットワークは、ウィルス対策ソフト、ファイヤーウォール等によってセキュアなシステム稼働環境を確保することにより、不適切な方法によってデータが登録されることのリスクを排除している。 	<団体内統合宛名システムにおける措置> <ul style="list-style-type: none"> ・団体内統合宛名システムでは、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施しており、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、不正利用が行えない対策を実施している。 ・団体内統合宛名システムでは、システムの利用できる端末をシステムで管理することにより、不要な端末からの利用ができないような対策を実施している。
具体的な管理方法		<※補足説明> 以下、共通基盤システム(認証機能)による措置 ・パスワードポリシーに基づき、パスワードの適性のチェック、有効期限の管理を行い、不適切なパスワードの利用の禁止や有効期限切れのパスワードの失効を実施している。	<国保総合PCIにおける措置> <ul style="list-style-type: none"> ・国保総合PCIを利用する必要がある事務取扱担当者を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともに、パスワードによるユーザ認証を実施する。 ・なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの発行は禁止している。 ・国保総合PCIにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことによって、特定個人情報が不正に使用されることのリスクを軽減している。 ・ログインしたまま端末を放置せず、離席時にはログアウトすることやログインID、パスワードの使いまわしをしないことを徹底している。
		<運用における措置> <ul style="list-style-type: none"> ・職員証とパスワードによる二要素認証を行っている。 ・ログイン中のIDを利用して別の端末からのログインを制限している。 ・人事異動等によりアクセス権限がなくなる場合は、速やかに失効処理を行う。 ・パスワードについては、180日以内に変更することを義務付けている。 	<※補足説明> 以下、共通基盤システム(認証機能)による措置 ・パスワードポリシーに基づき、パスワードの適性のチェック、有効期限の管理を行い、不適切なパスワードの利用の禁止や有効期限切れのパスワードの失効を実施している。

その他の措置の内容	・ひとりで同時に複数の端末にログインできないようシステム制御している。 ・自分の職員証・パスワードで他人が端末操作できないよう対策を講じている。(職員証を他の職員へ渡さない、パスワードを付箋等に記載して貼らない、他の職員に自分の職員証・パスワードでログインさせない。)			
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である	
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置				
-				
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない		
リスク： 委託先における不正な使用等のリスク				
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない	
規定の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の保護に関する法律、熊本市情報セキュリティ基本方針、熊本市情報セキュリティ対策基準等の遵守に関する事項 ・秘密の保持に関する事項 ・情報の適正管理に関する事項 ・個人情報収集の制限に関する事項 ・目的外の利用又は提供の禁止に関する事項 ・個人情報が記録された資料等の複写等の禁止に関する事項 ・再委託の禁止に関する事項(ただし、発注者の書面による承諾を得た場合を除く。) ・作業場所の指定等に関する事項 ・資料等の運搬にあたっての安全確保に関する事項 ・契約終了後の資料等の返還等に関する事項・事故発生時における報告等に関する事項・個人情報の取り扱い等についての検査等の実施に関する事項 			
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	2) 十分に行っている 4) 再委託していない	
具体的な方法	<p>許可のない再委託は禁止している。許可した場合でも通常の委託と同様の措置を義務付けている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 ・クラウド事業者が提供するクラウドサービスは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に基づくクラウドサービスリストに掲載されているものとする。 ・国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。 <p><国保総合(国保集約)システムのクラウド移行作業時に関する措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業者には、委託先の責任者が特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発効するが、当該IDの権限及び数は必要最小限とし、作業者は範囲を超えた操作が行えないようシステム的に制御することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業終了の際には、委託先の責任者が迅速にアクセス権限を更新し、当該IDを失効させることを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行以外の目的・用途でファイルを作成しないよう、委託先に対して周知徹底を行うとともに、作業時にチェックリストなどを用いて不必要的複製がされていないか記録を残すことを委託先に遵守させることとしている。 ・特定個人情報ファイルにアクセスする移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業に関しては定期的にログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監視することを委託先に遵守させることとしている。 			
その他の措置の内容	-			
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている	2) 十分である	

3) 課題が残されている

特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<国保連合会における措置>

- ・国保総合(国保集約)システムにおいて保有する特定個人情報が、インターネットに流出することを防止するため、国保総合(国保集約)システムはインターネットには接続できないようシステム面の措置を講じている。
- ・国保総合(国保集約)システムではUTM(コンピュータウイルスやハッキング等の脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知および侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。
- ・国保総合(国保集約)システムでは、ウイルス対策ソフトウェアを導入し、パーシングファイルの更新を行う。
- ・導入しているOSおよびミドルウェアについて、必要なセキュリティパッチの適用を行う。
- ・国保総合(国保集約)システムをデータセンターに設置し、設置場所への入退室記録管理、監視カメラによる監視および施錠管理を行う。
- ・特定個人情報等を取扱う機器、電子媒体および書類等の盗難または紛失等を防止するために、物理的な安全管理措置を講ずる。
- ・国保総合(国保集約)システムを使用して特定個人情報ファイルの複製等の操作が可能な職員を最小限に限定する。
- ・特定個人情報ファイルを電子記録媒体に複製する際には、不必要的複製を制限するため、事前に情報セキュリティ責任者(仮称)の承認を得る。
- ・許可された電子記録媒体または機器等以外のものについて使用の制限等の必要な措置を講ずる。また、記録機能を有する機器の情報システム端末等への接続の制限等の必要な措置を講ずる。
- ・電子記録媒体は、媒体管理簿で管理し、保管庫に施錠保管する。電子記録媒体に保存する情報については、作業が終わる都度、速やかに情報を消去する。保管する必要がない使用済の電子記録媒体はシュレッダーで粉碎し破棄する。

5. 特定個人情報の提供・移転 (委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない

リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク

特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	府内連携システム、システムの画面参照、電子記録媒体、紙での移転は、健康福祉局健康福祉部国保年金課にデータ使用承認願を提出させ、データの使用根拠、使用目的、使用条件、使用期間と使用データを詳細に確認し、熊本市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例により認められた場合のみ、特定個人情報の移転を許可する。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 不正な提供が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可用照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>

- ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。
- ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

- ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、安全性を確保している。
- ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用して、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。
- ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理（アクセス制御）しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。
- ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	—	
再発防止策の内容	—	

	<p>物理的対策</p> <p><執務室における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・届出書等については次のルール等を設けて安全管理措置を講じている。 <ul style="list-style-type: none"> ①持ち帰りの禁止 ②鍵のついたキャビネット等への保管 ③私物等の外部記録媒体の使用禁止 <p><データセンターにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ①外部侵入防止 外周赤外線センサー監視、24時間有人監視、監視カメラ ②入退管理 ICカード+手のひら静脈認証による入退管理、要員所在管理システム ③不正持込・持出防止 生体認証ラック開閉管理、監視カメラ、持込機器の事前申請運用 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ①中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 <p>技術的対策</p> <p><国民健康保険システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・不正プログラム対策 <ul style="list-style-type: none"> コンピュータウイルス対策ソフトを使用し、サーバ・端末ともにウイルスチェックを実施する。また、新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルは定期的に更新し、可能な限り最新のものを使用する。 ・不正アクセス対策 <ul style="list-style-type: none"> ファイアウォールを設置し、不正な外部からのアクセスについて遮断する。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 <p><国保総合PCにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ①市区町村と国保総合(国保集約)システムとで情報を連携する場合、国保総合PC上に一時ファイルが作成されるが、ファイル転送の終了後には自動で削除される。 ②国保総合PCで使用できる外部媒体は、情報システム管理者が使用許可したのみを使用可能する。 ③国保総合PCには、ウイルス対策ソフトウェアを導入し、ウイルスパターンファイルは適時更新する。 ④不正アクセス防止策として、ファイアウォールを導入している。 ⑤オペレーティングシステム等にはパッチの適用を隨時に、できるだけ速やかに実施している。
--	---

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢>				
		1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である			
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置						
<特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク>						
<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号を含め宛名情報については、既存住基システムより随時異動データを連携することにより、最新化する、また既存住基システムとの整合処理を定期的に実施する。(国民健康保険システムにおける措置) ・国民健康保険に関する届出があった都度、遅滞なく入力・修正・削除を行い、常に最新の状態に保つ。(国民健康保険システムにおける措置) ・国保総合PCIに登録した情報はサーバにのみ保存され、国保総合PCの端末に保存されることではなく、国保総合PCの端末から国保総合(国保集約)システムの個人番号(特定個人情報ファイル)を操作することはできない仕組みとしている。 ・国保総合PCIに登録した情報については被保険者の住所異動等が発生する都度更新しているため、特定個人情報が古い情報のまま保存され続けるリスクはない。(国保総合PCIにおける措置) 						
<特定個人情報が削除されずいつまでも存在するリスク>						
<ul style="list-style-type: none"> ・ディスク交換やハード更改等の際は、保存された情報が読み出しきれないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。(国民健康保険システムにおける措置) ・紙媒体は保管期間ごとに分けて保管し、保管期間が過ぎているものについて溶解処理を行う。(事務運用における措置) ・保管期間の過ぎたデータは、システムにて自動判定し消去する。(国民健康保険システムにおける措置) ・国保総合PCIに登録した情報はサーバにのみ保存され、国保総合PCの端末に保存されることではなく、国保総合PCの端末から国保総合(国保集約)システムの個人番号(特定個人情報ファイル)を操作することはできない仕組みとしている。 ・国保総合PCIに登録した情報については被保険者の住所異動等が発生する都度更新しているため、特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスクはない。(国保総合PCIにおける措置) 						
8. 監査						
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検	[<input checked="" type="radio"/>] 内部監査	[] 外部監査			
9. 従業者に対する教育・啓発						
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢>				
		1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない				
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・職員に対しては、個人情報保護に関する研修の受講を義務付けている。 ・委託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する研修の実施を義務付け、秘密保持契約を締結している。 ・違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となる。 ・国民健康保険システム等の関係職員(会計年度任用職員等を含む。)に対して、初任時及び一定期間毎に、必要な知識の習得に資するための研修を実施するとともに、その記録を残している。 ・国民健康保険システム等の各責任者に対して、その管理に関する必要な知識や技術を習得させる研修を実施するとともに、その記録を残している。 					
10. その他のリスク対策						
-						

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	熊本市 総務局 行政管理部 法制課 情報公開窓口 〒860-8601 熊本中央区手取本町1番1号 電話番号 096-328-2059
②請求方法	所定の請求書に必要事項を記入し、情報公開窓口に提出する。 請求書には、本人であることを証する身分証明書等が必要。
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	健康福祉局 健康福祉部 国保年金課 〒860-8601 熊本中央区手取本町1番1号 電話番号 096-328-2290
②対応方法	問合せ受付時に受付票を作成し、対応について記録を残す。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	平成27年4月3日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	—
②実施日・期間	—
③主な意見の内容	—
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	—
②方法	—
③結果	—

(別添2) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年3月26日	II 2 ⑥ 事務担当部署	健康福祉子ども局 国保年金課	健康福祉局 保健衛生部 国保年金課	事後	組織変更に伴う単なる名称変更であるため、重要な変更に該当しない。
平成30年3月26日	II 3 ① 入手元	評価実施機関の部署(区政推進課、課税管理課、保護管理援護課、高齢介護福祉課)	評価実施機関の部署(地域政策課、課税管理課、保護管理援護課、高齢介護福祉課)	事後	組織変更に伴う単なる名称変更であるため、重要な変更に該当しない。
平成30年3月26日	II 3 ④ 使用の主体 使用部署	国保年金課、各区役所区民課、各総合出張所及び各出張所	国保年金課、各区役所区民課、各総合出張所及び龍田出張所	事後	組織変更に伴う単なる名称変更であるため、重要な変更に該当しない。
平成30年3月26日	II 4 委託事項2 ③委託先名	MIS九州株式会社	株式会社 熊本計算センター	事後	契約変更に伴う単なる業者変更であるため、重要な変更に該当しない。
平成30年3月26日	II 4 委託事項4 ③委託先名	株式会社 九州ソフトス	株式会社 ファストウェブ	事後	契約変更に伴う単なる業者変更であるため、重要な変更に該当しない。
平成30年3月26日	II 5 移転先1	市民局区政推進課	市民局 市民生活部 地域政策課	事後	組織変更に伴う単なる名称変更であるため、重要な変更に該当しない。
平成30年3月26日	II 5 移転先2	健康福祉子ども局子ども支援課	健康福祉局 子ども未来部 子ども支援課	事後	組織変更に伴う単なる名称変更であるため、重要な変更に該当しない。
平成30年3月26日	II 5 移転先3	健康福祉子ども局児童相談所	健康福祉局 子ども未来部 児童相談所	事後	組織変更に伴う単なる名称変更であるため、重要な変更に該当しない。
平成30年3月26日	II 5 移転先4	健康福祉子ども局障がい保健福祉課	健康福祉局 障がい者支援部 障がい保健福祉課	事後	組織変更に伴う単なる名称変更であるため、重要な変更に該当しない。
平成30年3月26日	II 5 移転先5	健康福祉子ども局感染症対策課	健康福祉局 保健衛生部 感染症対策課	事後	組織変更に伴う単なる名称変更であるため、重要な変更に該当しない。
平成30年3月26日	II 5 移転先6	健康福祉子ども局精神保健福祉室	健康福祉局 障がい者支援部 精神保健福祉室	事後	組織変更に伴う単なる名称変更であるため、重要な変更に該当しない。
平成30年3月26日	II 5 移転先7	健康福祉子ども局保護管理援護課	健康福祉局 福祉部 保護管理援護課	事後	組織変更に伴う単なる名称変更であるため、重要な変更に該当しない。
平成30年3月26日	II 5 移転先8	財政局課税管理課	財政局 税務部 課税管理課	事後	組織変更に伴う単なる名称変更であるため、重要な変更に該当しない。
平成30年3月26日	II 5 移転先9	健康福祉子ども局高齢介護福祉課	健康福祉局 福祉部 高齢介護福祉課	事後	組織変更に伴う単なる名称変更であるため、重要な変更に該当しない。
平成30年3月26日	II 5 移転先10	健康福祉子ども局障がい者福祉相談所	健康福祉局 障がい者支援部 障がい者福祉相談所	事後	組織変更に伴う単なる名称変更であるため、重要な変更に該当しない。
平成30年3月26日	II 5 移転先11	健康福祉子ども局こころの健康センター	健康福祉局 障がい者支援部 こころの健康センター	事後	組織変更に伴う単なる名称変更であるため、重要な変更に該当しない。
平成30年3月26日	III 5 確認方法	府内連携システム、システムの画面参照、電子記録媒体、紙での移転は、健康福祉子ども局国保年金課にデータ使用承認願を提出させ、データの使用根拠、使用目的、使用条件、使用期間と使用データを詳細に確認し、熊本市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例により認められた場合のみ、特定個人情報の移転を許可する。	府内連携システム、システムの画面参照、電子記録媒体、紙での移転は、健康福祉局保健衛生部国保年金課にデータ使用承認願を提出させ、データの使用根拠、使用目的、使用条件、使用期間と使用データを詳細に確認し、熊本市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例により認められた場合のみ、特定個人情報の移転を許可する。	事後	組織変更に伴う単なる名称変更であるため、重要な変更に該当しない。
平成30年3月26日	IV 1 ① 請求先	熊本市 総務局 行政管理部 法制課 市政情報プラザ 〒860-8601 熊本県中央区手取本町1番1号 電話番号 096-328-2059	熊本市 総務局 行政管理部 法制課 情報公開窓口 〒860-8601 熊本県中央区手取本町1番1号 電話番号 096-328-2059	事後	組織変更に伴う単なる名称変更であるため、重要な変更に該当しない。
平成30年3月26日	IV 1 ② 請求先方法	所定の請求書に必要事項を記入し、市政情報プラザ(情報公開窓口)に提出する。 請求書には、本人であることを証する身分証明書等が必要。	所定の請求書に必要事項を記入し、情報公開窓口に提出する。 請求書には、本人であることを証する身分証明書等が必要。	事後	組織変更に伴う単なる名称変更であるため、重要な変更に該当しない。
平成30年10月3日	I 2 システム1 ② システムの機能	住民から高額療養費支給申請により、高額療養費支給決定を行い、支給決定通知の発付・高額療養費の払い込みを行う。	住民から高額療養費支給申請により、高額療養費に係る支給決定通知の発付を行う。	事後	システム機能の一部について、国保総合システムを利用するものであるため、重要な変更に該当しない。
平成30年10月3日	I 2 システム7 ① システムの名称	次期国保総合システムおよび国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム(*)」といふ。)	国保総合システムおよび国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム(*)」といふ。)	事後	システム更新に伴う単なる名称変更であるため、重要な変更に該当しない。
平成30年10月3日	I 6 ② 所属長	国保年金課長 河本 英典	国保年金課長 今村 利清	事後	人事異動による変更であるため、重要な変更に該当しない。

平成30年10月3日	II 2 ⑤保有開始日	平成27年12月予定	平成27年12月	事後	時点の変更であり、重要な変更に該当しない。
平成30年10月3日	II 3 ④使用の主体 使用部署	国保年金課、各区役所区民課、各総合出張所及び龍田出張所	国保年金課、各区役所区民課、各総合出張所	事後	組織変更に伴う単なる名称変更であるため、重要な変更に該当しない。
令和3年3月31日	II 5 移転先1	市民局 市民生活部 地域政策課	文化市民局 市民生活部 地域政策課	事後	組織変更に伴う単なる名称変更であるため、重要な変更に該当しない。
令和3年3月31日	II 5 移転先8	財政局 稅務部 課税管理課	財政局 稅務部 市民税課	事後	組織変更に伴う単なる名称変更であるため、重要な変更に該当しない。
令和3年3月31日	II 5 移転先9	健康福祉局 福祉部 高齢介護福祉課	健康福祉局 福祉部 高齢福祉課	事後	組織変更に伴う単なる名称変更であるため、重要な変更に該当しない。
令和3年3月31日	II 5 移転先12	健康福祉局 福祉部 高齢介護福祉課	健康福祉局 福祉部 介護保険課	事後	組織変更に伴う単なる名称変更であるため、重要な変更に該当しない。
令和3年3月31日	III 9 具体的な方法	・国民健康保険システム等の関係職員(嘱託職員、臨時職員等を含む。)に対して、初任時及び一定期間毎に、必要な知識の習得に資するための研修を実施するとともに、その記録を残している。	・国民健康保険システム等の関係職員(会計年度任用職員等を含む。)に対して、初任時及び一定期間毎に、必要な知識の習得に資するための研修を実施するとともに、その記録を残している。	事後	名称変更であるため、重要な変更に該当しない。
令和4年3月22日	II 3 ①入手元	評価実施機関の部署(地域政策課、課税管理課、保護管理援護課、高齢介護福祉課)	評価実施機関の部署(地域政策課、市民税課、保護管理援護課、高齢福祉課、介護保険課)	事後	組織変更に伴う単なる名称変更であるため、重要な変更に該当しない。
令和4年3月22日	II 5 提供先14 ①法令上の根拠	番号法別表第2の42の項	番号法別表第2の58の項	事後	別表第2の第1欄の単なる項目変更であるため、重要な変更に該当しない。
令和4年3月22日	I 5 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二	番号法第19条第8号 別表第二	事後	条項ずれの修正であるため、重要な変更に該当しない。
令和4年9月30日	I 1 ②事務の内容	2. 保険料の賦課・徴収管理に関する事務	2. 保険料の賦課・徴収・還付管理に関する事務	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出。
令和4年9月30日	I 1 ②事務の内容	-	⑦保険料の還付 ※公金受取口座利用希望の場合、公金受取口座情報等を情報提供ネットワークシステムより照会。	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出。
令和4年9月30日	I 1 ②事務の内容	※それぞれの確認および支給について、世帯の所得状況に応じての各種療養費の支給額や療養の給付の一部負担割合、高額療養費・高額介護合算療養費の負担限度額の決定を行う。	※それぞれの確認および支給について、世帯の所得状況に応じての各種療養費の支給額や療養の給付の一部負担割合、高額療養費・高額介護合算療養費の負担限度額の決定を行う。 ※公金受取口座利用希望の場合、公金受取口座情報等を情報提供ネットワークシステムより照会。	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出。
令和4年9月30日	II 3 ①入手元	[〇] 行政機関・独立行政法人等(厚生労働省、日本年金機構)	[〇] 行政機関・独立行政法人等(厚生労働省、日本年金機構、デジタル庁)	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出。
令和4年9月30日	II 3 ⑤使用方法 情報の突合	3. 給付管理に関する事務 療養費等の算出のため提出された給付申請から資格情報と府内連携システムから入手した地方税関係情報との突合を行う。(上記2・4) 4. 徴収、収納に関する事務 保険料の徴収等のため賦課、介護・高齢者福祉関係情報、医療保険関係情報及び宛名情報と突合を行う。(上記3・5・6)	3. 給付管理に関する事務 療養費等の算出・給付のため提出された給付申請から資格情報と府内連携システムから入手した地方税関係情報との突合を行う。また、給付申請で公金受取口座利用希望の場合、申請内容と情報提供ネットワークシステムから入手した公金受取口座情報との突合を行う。(上記2・4) 4. 徴収、収納に関する事務 保険料の徴収等のため賦課、介護・高齢者福祉関係情報、医療保険関係情報、宛名情報と突合を行う。また、還付申請で公金受取口座利用希望の場合、申請内容と情報提供ネットワークシステムから入手した公金受取口座情報との突合を行う。(上記3・5・6)	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出。
令和4年9月30日	(別添1)特定個人情報ファイル記録項目 国民健康保険ファイル 収納情報	収納情報 賦課年度(賦課決定された年度)、課税年度(本来課税すべき年度)、科目、期別、宛名番号、個人番号(※)、調定期額、納期限、納付額、納付年月日、更新年月日、更新職員ID、※個人番号は、宛名番号と紐づけて統合宛名管理システムの情報から参照する。	収納情報 賦課年度(賦課決定された年度)、課税年度(本来課税すべき年度)、科目、期別、宛名番号、個人番号(※)、調定期額、納期限、納付額、納付年月日、更新年月日、更新職員ID、公金受取口座希望情報 ※個人番号は、宛名番号と紐づけて統合宛名管理システムの情報から参照する。	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出。

令和5年3月15日	II 4 委託事項4 ③委託先名	株式会社 ファストウェブ	株式会社 アイネスリレーションズ	事後	重要な変更の対象ではない項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
	II 4 委託事項の有無	[委託する] (6) 件	[委託する] (5) 件	事後	運用の変更に伴うため、重要な変更にはあたらない。
	II 4 委託事項3	遠隔地分散保管	全項目削除	事後	運用の変更に伴うため、重要な変更にはあたらない。
	II 4 委託事項6	資格継続業務、高額該当回数の引き継ぎ業務に関する市町村保険者事務共同処理業務	全項目移動	事後	
	II 4 委託事項3	—	資格継続業務、高額該当回数の引き継ぎ業務に関する市町村保険者事務共同処理業務の全項目を記載	事後	運用の変更に伴うため、重要な変更にはあたらない。
	II 5 提供先17 ②提供先における用途	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による永住帰国情費、自立支援金、一時金若しくは一時帰国情費の支給又は保険料の納付に関する事務	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務	事後	文言整理のため、重要な変更には当たらない。
	II 5 移転先2	健康福祉局 子ども未来部 子ども支援課	こども局 こども育成部 こども支援課	事後	組織変更に伴う単なる名称変更であるため、重要な変更に該当しない。
	II 5 移転先3	健康福祉局 子ども未来部 児童相談所	こども局 こども福祉部 児童相談所	事後	組織変更に伴う単なる名称変更であるため、重要な変更に該当しない。
	II 5 移転先4	健康福祉局 障がい者支援部 障がい保健福祉課	健康福祉局 障がい者支援部 障がい福祉課	事後	組織変更に伴う単なる名称変更であるため、重要な変更に該当しない。
	II 5 移転先6	健康福祉局 障がい者支援部 精神保健福祉室	健康福祉局 障がい者支援部 こころの健康センター	事後	組織変更に伴う単なる名称変更であるため、重要な変更に該当しない。
	II 5 移転先6 ②移転先における用途	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)による診察、入院措置、費用の徴収に関する事務 ②障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務	①精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)による診察、入院措置、費用の徴収に関する事務 ②障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務	事後	組織変更に伴う単なる事務分掌の変更であるため、重要な変更に該当しない。
	II 5 移転先6 ④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満]	[1万人以上10万人未満]	事後	組織変更に伴う単なる事務分掌の変更であるため、重要な変更に該当しない。
	II 5 移転先6 ⑥移転方法	[○]その他（保健福祉システム端末による画面参照）	[○]院内連携システム [○]その他（保健福祉システム端末による画面参照）	事後	組織変更に伴う単なる事務分掌の変更であるため、重要な変更に該当しない。
	II 5 移転先7	健康福祉局 福祉部 保護管理援護課	健康福祉局 健康福祉部 保護管理援護課	事後	組織変更に伴う単なる名称変更であるため、重要な変更に該当しない。
	II 5 移転先9	健康福祉局 福祉部 高齢福祉課	健康福祉局 高齢者支援部 高齢福祉課	事後	組織変更に伴う単なる名称変更であるため、重要な変更に該当しない。
	II 5 移転先11	健康福祉局 障がい者支援部 こころの健康センター	全項目削除	事後	組織変更に伴う単なる事務分掌の変更であるため、重要な変更に該当しない。
	II 5 移転先12	健康福祉局 福祉部 介護保険課	健康福祉局 高齢者支援部 介護保険課	事後	組織変更に伴う単なる名称変更であるため、重要な変更に該当しない。
	II 5 移転先12	健康福祉局 高齢者支援部 介護保険課	全項目移動	事後	
	II 5 移転先11	—	健康福祉局 高齢者支援部 介護保険課の全項目を記載	事後	組織変更に伴う単なる事務分掌の変更であるため、重要な変更に該当しない。
	III 4 規定の内容	・熊本市個人情報保護条例、熊本市情報セキュリティ基本方針、熊本市情報セキュリティ対策基準等の遵守に関する事項	・個人情報の保護に関する法律、熊本市情報セキュリティ基本方針、熊本市情報セキュリティ対策基準等の遵守に関する事項	事後	運用の変更に伴うため、重要な変更にはあたらない。

	III 5 ルールの内容及びルール村主の確認方法	府内連携システム、システムの画面参照、電子記録媒体、紙での移転は、健康福祉局保健衛生部国保年金課にデータ使用承認願を提出させ、データの使用根拠、使用目的、使用条件、使用期間と使用データを詳細に確認し、熊本市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例により認められた場合のみ、特定個人情報の移転を許可する。	府内連携システム、システムの画面参照、電子記録媒体、紙での移転は、健康福祉局保健衛生部国保年金課にデータ使用承認願を提出させ、データの使用根拠、使用目的、使用条件、使用期間と使用データを詳細に確認し、熊本市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例により認められた場合のみ、特定個人情報の移転を許可する。	事後	組織変更に伴う単なる名称変更であるため、重要な変更に該当しない。
	I 6 ①部署	健康福祉局 保健衛生部 国保年金課	健康福祉局 健康福祉部 国保年金課	事後	組織変更に伴う単なる名称変更であるため、重要な変更に該当しない。
	II 2 ⑥事務担当部署	健康福祉局 保健衛生部 国保年金課	健康福祉局 健康福祉部 国保年金課	事後	組織変更に伴う単なる名称変更であるため、重要な変更に該当しない。
	IV 2 ②連絡先	健康福祉局 保健衛生部 国保年金課	健康福祉局 健康福祉部 国保年金課	事後	組織変更に伴う単なる名称変更であるため、重要な変更に該当しない。
	I 2 システム1 ②システムの機能	1. 資格管理 ①～⑨ 記載(略)	1. 資格管理 ①～⑨ 記載(略) ⑩未就学児管理機能 ・世帯内の未就学児の管理を行う。	事後	システム機能の一部運用変更であるため、重要な変更に該当しない。
令和6年2月6日	II 4 委託の有無	5件	6件	事前	重要な変更
	II 4 委託事項6	—	国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務及びシステム運用事務	事前	重要な変更
	II 4 委託事項6 ①委託内容	—	国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務(アプリケーション改修、データバックアップ等)及びシステム運用事務(バックアップ取得、システム障害等発生時のデータ復旧等)	事前	重要な変更
	II 4 委託事項6 ②委託先における取扱者数	—	10人以上50人未満	事前	重要な変更
	II 4 委託事項6 ③委託先名	—	熊本県国保連合会 (熊本県国保連合会は、国保中央会に再委託する)	事前	重要な変更
	II 4 委託事項6 ④再委託先の有無	—	再委託する	事前	重要な変更
	II 4 委託事項6 ⑤再委託の許諾方法	—	委託先の熊本県国民健康保険団体連合会から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他当市が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、熊本県国民健康保険団体連合会と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。) 国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 ・クラウド事業者が提供するクラウドサービスは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に基づくクラウドサービスリストに掲載されているものとする。	事前	重要な変更
	II 4 委託事項6 ⑤再委託の許諾方法 (上欄の続き)	—	国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。	事前	重要な変更
	II 4 委託事項6 ⑥再委託事項	—	国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務及びシステム運用事務の全て	事前	重要な変更

	III 4 具体的な方法	<p>許可のない再委託は禁止している。許可した場合でも通常の委託と同様の措置を義務付けている。</p> <p>許可のない再委託は禁止している。許可した場合でも通常の委託と同様の措置を義務付けている。</p>	<p>許可のない再委託は禁止している。許可した場合でも通常の委託と同様の措置を義務付けている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 ・クラウド事業者が提供するクラウドサービスは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に基づくクラウドサービスリストに掲載されているものとする。 ・国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。 	事前	重要な変更
	III 4 具体的な方法 (上欄の続き)	<p>許可のない再委託は禁止している。許可した場合でも通常の委託と同様の措置を義務付けている。</p>	<p><国保総合(国保集約)システムのクラウド移行作業時にに関する措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業者には、委託先の責任者が特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発効するが、当該IDの権限及び数は必要最小限とし、作業者は範囲を超えた操作を行えないようシステム的に制御することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業終了の際には、委託先の責任者が迅速にアクセス権限を更新し、当該IDを失効させることを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行以外の目的・用途でファイルを作成しないよう、委託先に対して周知徹底を行うとともに、作業時にチェックリストなどを用いて不必要的複製がされていないか記録を残すことを委託先に遵守させることとしている。 ・特定個人情報ファイルにアクセスする移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業に関しては定期的にログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監視することを委託先に遵守させることとしている。 	事前	重要な変更